

平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月9日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件 （議案第1号）	7
○日程第5、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号） を定める件（議案第2号）	2 1
○日程第6、閉会中の事務調査について	2 6
○日程第7、一般質問	2 6
○議長のあいさつ	4 1
○管理者のあいさつ	4 1
○閉会の宣告	4 2

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第2号

平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成13年2月16日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成13年3月9日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成13年3月9日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	橋	信	次	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	松	村	和	子	君
10 番	西	村	武	次	君	11 番	中	島	常	吉	君	
12 番	榊	原	京	子	君	13 番	高	沢	良	夫	君	
14 番	藤	原	建	志	君							

不応招議員（1名）

9 番 井 上 勝 司 君

平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成13年3月9日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第4、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第1号）

日程第5、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件（議案第2号）

日程第6、閉会中の事務調査について

日程第7、一般質問

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	橋	信	次	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	松	村	和	子	君
10番	西	村	武	次	君	11番	中	島	常	吉	君	
12番	榊	原	京	子	君	13番	高	沢	良	吉	夫	君
14番	藤	原	建	志	君							

欠席議員（1名）

9番 井 上 勝 司 君

説明のための出席者

管 理 者	伊	利		仁	君	副 管 理 者	品	川	義	雄	君
監 査 委 員	菅	沼	明	之	君	事 務 局 長	池	畑	勝	一	君
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	柳	沢		弘	君	事 務 局 次 長	山	崎	邦	治	君
事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長	中	河		渡	君	業 務 課 長	浅	見	邦	男	君
建 設 課 長	大	山	正	廣	君	水 処 理 一 長 セ ン タ 所	金	子	久	夫	君

事務局職員出席者

書 記	岡	安	文	雄		書 記	森	田	進	一
書 記	高	山		淳						

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高橋信次君) 現在の出席議員13人、欠席議員1人、よって定足数に達しております。

ただいまから平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(高橋信次君) おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず早朝よりご出席をいただき、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日は、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○議長(高橋信次君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中という極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、新年度予算を初めといたしまして各種重要案件のご審議をいただきますことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、各種事業もおおむね順調に推移をしておるところであり、管渠布設工事により引き続き面整備を図ってまいるとともに、下水道施設の維持管理にも万全を期していく所存であります。厳しい経済情勢ではございますが、今後はさらに効率的な運営を図り、引き続き下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力ををお願いを申し上げる次第でございます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を初めいずれも重要案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なご決断をいただきますように心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

- 議長（高橋信次君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

- 議長（高橋信次君） ただいまから本日の議事に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、
1番 森 田 正 男 議員
2番 山 中 基 充 議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

- 議長（高橋信次君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。
よって、平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

- 議長（高橋信次君） 日程第3、諸報告をいたします。
監査委員から、平成12年11月、12月及び平成13年1月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君） 日程第4、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第1号 平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について提案の理由を申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、厳しい経済情勢の中、構成市の限られた財源と財政状況を考慮し、下水道事業の効率的、効果的な事業の執行に努め、下水道事業計画に基づき各種事業を推進するために必要な経費につきまして、通年予算として措置した次第であります。

本組合の財政を取り巻く厳しい環境を十分に勘案した結果、総額につきましては、前年度比1.3%増の43億1,600万円の予算として編成したところであります。

初めに、歳出の内容につきまして申し上げますと、本組合運営費として議会運営経費、総務費関係では庁舎の耐震設計費、情報公開の準備に伴うファイリングシステムの導入等庁舎管理に要する経費、その他人事、財務管理等に要する経費を計上いたしました。

公共下水道事業につきましては、公共下水道建設費として管渠工事と設計委託を計上いたし、幹線工事は汚水脚折第1幹線、片柳幹線、雨水浅羽第1幹線を計画し、整備地区は鶴ヶ島市大字上広谷、五味ヶ谷、坂戸市関間地区等の整備を行う予定であります。

公共下水道維持管理費につきましては、北坂戸、石井水処理センターの運転操作委託、設備の改修工事等、また昭和48年の当初に建設した北坂戸処理場の改修設計費、管渠、ポンプ場、排水機場の維持管理委託、補修工事に必要な経費を計上し、維持管理に万全を期することといたしました。

都市下水路事業につきましては、大谷川都市下水路建設事業として、圏央道との交差部までの鶴ヶ島市大字五味ヶ谷地内の用地購入費等を計上するとともに、維持管理費として大谷川、飯盛川都市下水路の管理業務委託等の必要な経費を計上しました。

地域し尿処理施設費といたしましては、西坂戸、星和若葉台の汚水処理施設維持管理委託及び管理に必要な整備工事等を計上し、維持管理に万全を期するものであります。

公債費につきましては、対予算額に対して36.5%、前年度より2.2%の増となっております、平成13年度末の現在高見込額は181億6,157万6,000円となる見込みであります。

以上、組合同約に基づく都市計画事業、地域し尿処理施設管理事業について必要最小限の配分を行ったところであります。

次に、これらに見合う財源といたしましては、組合同約に基づき各事業費にかかわる経費について、組合負担金条例等及び川越市、住宅・都市整備公団、坂戸、鶴ヶ島水道企業団との協定に基づき措置し、公共下水道、都市下水道事業建設費財源につきましては、国庫補助事業の交付基準、組合債につきましては

公共下水道事業及び都市下水路事業にかかわる県の許可基準により財源を措置いたしました。

さらに、繰入金につきましては、構成市の財政状況を勘案の上、その取り扱いについて協議を行い、下水道整備基金により調整することといたしました。

維持管理費の財源につきましては、受益者負担の原則から使用者からの公共下水道、地域し尿処理施設使用料を前年度実績を勘案し、計上したところであります。

以上、歳入歳出の大要について申し上げましたが、いずれも各種事業を推進する上で真に必要な経費であり、予算執行に当たりましては関係機関との折衝に努力いたすとともに、計画的な運用を図り、常に行政運営の合理化、職員の適正配置等を考慮し、公務能率の向上に努めていく所存であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋信次君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

最初に、柳沢事務局次長。

○事務局次長（柳沢 弘君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 次に、大山建設課長。

○建設課長（大山正廣君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 次に、金子水処理センター所長。

○水処理センター所長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 続いて、中河事務局次長。

○事務局次長（中河 渡君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算について質疑を行わせていただきます。

まず、総括質疑になりますけれども、本事業の今回のこの予算で、特に公共下水道に関しましてどれだけの普及率が見込まれているのかどうかについてお示しをいただきたいと思えます。

続きまして、11ページ、公共下水道の使用料徴収に関してですけれども、今回のこの予算策定にかかわりまして、徴収率はどの程度を見込んでの予算計上かについて伺います。

また、平成12年度決算はまだ出るときではございませんけれども、現在までの進捗状況等と比較いたしましての整合性等をお示しいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） 13年度工事をやった場合の普及率でございますけれども、坂戸市分が59.4%、鶴ヶ島市分が44.9%、総数でいまして54.1%と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

13年度で予算の見込みの徴収収納率でございますが、一応96%を見込んでおります。なお、12年度の下水道使用料の方の徴収率の方につきましては、現在が96.5%でございますので、これも合わせて考えております。

〔「聞こえないよ」の声〕

○業務課長（浅見邦男君） 失礼しました。

12年度の方につきましては、現在の実績と合わせて、現在の実績96.5%でございますので、その実績に合わせて13年度の予算措置としまして96%を見込んでおります。

なお、地域の方の料金でございますが、西坂戸については96.5%、それから星和若葉台につきましては98.5%を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。議案第1号につきまして質疑を行います。

まず最初に、歳入の方でございます。歳入の方につきましては、国並びに、両市の負担金などがございますけれども、その中で一番の問題は使用料ということではないかと思えます。今質疑は、徴収状況についてと出たわけなのですが、私は角度を変えまして、管理者のごあいさつでも非常に両市の構成も厳しいし、社会情勢も厳しいというごあいさつがありましたので、そうした市民の厳しさというのは重々ご存じだと思いますが、昨年の徴収率見ましても非常に厳しい状況がございまして、今年度使用料等の減免についてはどのようにお考えであるのかということをお伺いしたいのと、下水道使用料を地域し尿料、施設使用料を含めまして、一面では使用料の消費税導入の額と、それからほかの団体について現在消費税の転嫁状況はどうなっているのかということでご答弁を一つにはいただいております。

また、12ページの組合債につきましては、4億9,430万円ということで計上されておりますけれども、一番後ろの方の27ページには債務負担行為並びに28ページには普通債の当該年度末現在高見込み、先ほどもご説明ございましたが、181億6,157万6,000円ということで地方債の予算が組まれているわけです。これ債務負担行為と公債費全部合わせて地方債の調書ということになるとは思うのですが、この合わせた額で債務負担行為を含めて、全体としてどういうふうになっているのかと。

今年度は、両市とも厳しい情勢の中で、塘永議員が全協で質疑しまして、質問したときに枠を決めてあるのだというふうに言われました。予算編成の際に、今まではこれだけやれるからやりましょうという全体を見て、執行だけを見て考えたわけですが、今年度はそれに枠をはめたというふうに言われましたが、その点はどういう点だったのかということについてお尋ねしておきたいと思えます。

また、歳入につきましては、特に国の方で、今回地方交付税対応にするから、借入金をどんどん認めていくという傾向があるわけなのです。やっぱりそれが非常に地方の負担をふやしていく、借り入れをふやしていくという状況があるわけなのですけれども、今回の国庫補助金絡みでこうした借金を枠をふやしていくという点があるのかどうかということをお伺いしておきたいと思えます。

続きまして、特に歳出の方なのですけれども、議会費につきまして行革絡みで、既に3年度が行革がほ

とんど3カ年計画が完了したというふうに見ておりますけれども、その中で議会関係では、やはり視察における日当とか旅費の実費支給とか、いろんな点で各市町村精査されてきています。こうした面ではどのように議会費の方でやられるのか。

あるいは、費用弁償につきまして、鶴ヶ島ではまだ議会途中でございますけれども、埼玉県内職員も議員も含めましてすべて廃止という方向を打ち出したわけなのですけれども、こういった点につきまして今回の議会費絡みでどのように予算を組んだのかということについて一つは何っておきたいというふうに思います。これは13ページです。

続きまして、14ページなのですが、私一般質問繰り返してまいりまして、情報公開制度を早目にしたいということで、既に鶴ヶ島でも3年も経過しております、情報公開制度をしいて。答弁としては、前管理者でしたけれども、「情報公開を平成14年には行います」という答弁を遅まきながらいただいております。今年度は平成13年度予算に当たって、費目としては情報公開制度に対する費目はちょっと見えないような気もするのですが、当然準備をしていくというふうに思われます。そうした準備状況について何っておきたいと思います。

並びに、一般管理費ですので、行革の今までの出来量を初めとする成果と、それから一番最後の職員なのですが、一昨年、11年度の決算では4人ほどが長期欠席、病欠しなければならぬという状況の中で、職員削減が行われてきていたわけでございますけれども、今年度も退職者が何かいらっしゃるという中で、現業職の削減がずっと続いています。最後の32、33あたりになんと職員の数が出ておりますが、今年度は採用についてはこうした減額について10%人員削減は言われておりましたけれども、現場に支障を来すことのないように採用する考えがあるかどうかということでお尋ねしておきたいというふうに思います。

続きまして、公共下水道の普及率は今出されたのですけれども、都市下水路とあわせて一般質問でもいろいろ出ておりますので、その辺の点は割愛しますけれども、都市下水路については一つお伺いしておきたいのは、鶴ヶ島の圏央道までの用地買収ということで、4名という260メートルを用地買収するわけです、22ページですけれども。それについて、いわゆる国土交通省との交渉、建設省ではなくて国土交通省になったので、用地買収にはそこの交渉問題も絡んでくるのではないかと思います、そうした交渉過程はどのように行われてきたのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

減免の措置でございます。下水道使用料につきましては、減免の措置はございません。なお、生活保護世帯等につきましては、この使用料につきましてはそちらの方の措置をされているということで確認をとっておりますので、減免措置はございません。

それから、消費税の転嫁状況でございますが、現在埼玉県内で64事業所の中の範囲で、上福岡市につきましてはまだ現在転嫁は未転嫁ということで確認をとっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、地方債の関係でございますけれども、地方債につきましては現在枠配分というようなことがちょっと出ましたですけれども、この事業につきましてはご承知のとおり下水道事業の中で補助金の裏負担ということで財源を補うということでございまして、事業費を毎年構成市とも話し合っって年次計画によって事業を出しております、枠配分というか、経常的な経費については当然枠配分はございますけれども、これらについては構成市と話し合った中での地方債を計上したところでございます。

それから、28ページの中で、それと債務負担との関係でございますけれども、債務負担行為のところの地方債は、この28ページの中の最終的な現在高の中には含まれてはございません。

〔「含まれてない」の声〕

○事務局次長（柳沢 弘君） はい。今後想定されるとなれば、これを足した額ということになると思いますが。現状においては、この事業における、本年度事業を実施した借り入れた額に足されたものが最終的な181億6,000ということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから、当組合の、いわゆる先ほど申し上げられました財源対策債のお話かと思えますが、下水道事業につきましては財源対策債というものは現在ございませんので、通常の地方債で事業を補っているのが実情でございます。

それから、議会の関係の宿泊、日当関係でございますけれども、当組合においては職員の県内日当関係については既に廃止してございまして、さらに議員さんの宿泊関係につきましても、条例等では各宿泊料等が明示されておりますけれども、実際の運用につきましては、既に実際泊まった実費弁償、実費額で計算してございます。そのような改正が既にもうなされてございます。

次に、情報公開関係でございますけれども、予算書の中の15ページでございますけれども、情報公開関係については先ほどもちょっとお話が出ましたですけれども、委託料の中の真ん中の欄、給与計算事務等業務委託、この中にファイリングシステムの導入関係が含まれてございます。それから、そのファイリングシステムの導入というのは、内容的には不要文書の廃棄とか保存、保管の実施、あるいは保存箱の置きかえとか、そういうものがもろもろ含まれておりますのが、一番下の給与計算事務等の業務委託の中に情報公開関係を含んでございます。

それから、その下の18の備品関係の中では、ファイリングキャビネット等の備品を見込んでございまして、それらが今後情報公開に向かったの準備の経費を見込んでございます。

それから、最後、採用の関係でございますけれども、今年度2名の減ということになってございます。組合の方といたしましても、現行の定数は59人ということになっておりまして、10%の削減にある程度ということで努力してきたわけでございますけれども、12年度で2名の欠員が出ます。2名の退職者が出るわけでございますが、それらに対しまして採用を1名見込んでおりまして、今後計画的に採用していくというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） お答えします。

圏央道と交差する部分の下流側といたしまして、都市下水路事業として行うものでございまして、特別

な国土交通省との協議はございません。

以上です。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

まず最初に、最初の使用料の減免なのでございますけれども、先ほどは下水道では行わないというふうなことを言いました。しかし、条例で使用料等の減免、第23条で、「管理者は公益上、そのほか特別の事情があると認めるときは、この条例の定める使用料または占用料を減免することができる」という定めはつくってあるわけです。これは国民健康保険などでもあります。やっぱりこういう条例がある以上、厳しい情勢があるのだということをご認識なさっている状況なので、全部が全部逃げてしまった人のまで減免するということでは、もちろんいろんな事情があると思いますが、文化的になりたいと思ってなったけれども、今度は下水道、いろんな上水道をとめて、何か自殺者が出たとかそういう記事も新聞で見られるわけです。ですから、下水道というのは上水道と対になっております場合が結構多いので、そういう減免措置も設けなければならない、そういう情勢に来ているなというふうに今感じているのですけれども、この点についてそういう、今年度決算ではありませんので、昨年度がなかったというふうに認識しておりますので、今年度やはりこうした措置をとれるかということでお伺いしているわけなので、ないとか承知してないとか言わないで、一定の検討とか、ほかの市町村もどうかというふうに調査をしてみるとということも必要ではないかというふうに思いますので、答弁をお願いしておきたいと思います。

消費税につきましては、調査した結果、上福岡が今のところ未転嫁であるという市町村が出て、その前は3市町村ほどあったのですけれども、今消費税も10%、15%、20%というような、非常に国の財政危機の中でそういう声が上がっております。そうなりますと、下水道転嫁が今5%ですけれども、非常に高額な下水道料金にだんだんくなっていくということでは、私も非常に心配しているわけなのです。こういう観点で見ますと、やっぱり下水道の消費税を転嫁すべきではないというふうに思うのですけれども、今後の課題ともあわせて、そうした社会情勢で国政の変化でなった場合でもとどめておく、あるいは廃止するということについてどういうふうに考えているのかということについてお伺いします。

また、総計で幾らになりますかという質疑をしましたが、答弁はそれ出なかったのです。もう一度それは答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、今のこういう厳しい中で、答弁どおりに質疑をしているわけなのですが、債務負担行為についてなのですけれども、両市とも300億近い、鶴ヶ島は300超えたのです。坂戸はたしか200、ことしはよく聞いておりませんが、去年で二百四十数億と聞いておりますので、既に一般会計、鶴ヶ島は170億ぐらいですから、はるかに超えている中で、やはりこういった広域行政がまだこれから市街化の工事をしなければならぬ時点で、もう181億6,000万円、計算上。あと公団の債務負担行為を含めると、その限度額をプラスするということになりますので、公団負担分の限度額というのは1億9,640万円ですか、これは電算システムだけで全部出すということになるかということ、市街化の開発関連で1億2,800万円、1億7,900万円、ずっと並んでおりますので、相当な限度額からの債務負担行為も発生するということになるので、全体としてことしの利息を含めた公債費の返済額も非常に多くなっておりますよね。8億1,812万8,000円の利子の返済、元金含めて15億7,547万円にもなるわけですから、非常にこの点は厳しくなってお

ります。そうした今後の見通しについて、全体で債務負担行為も含めて、現状で下水道の事業は一体どういう財政状況になっているのか、債務比率をお示し願いたいと思います。

また、議員の日当などの問題についてですが、職員は既に廃止しているということですよ。それは以前条例廃止でやりましたけれども、当然もう議員も日当を廃止するというのは、職員以上に当然のことではないかというふうに思いますので、これは予算化されていても、廃止の方向でぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、この点についてご答弁をいただいておりますというふうに思います。

また、情報公開制度につきましては、一定の準備をしているようでございますが、一番問題はさかのぼってこれを公開できるかどうかというのが今市民の皆さんの大きな関心事なのです。私も今まで入札状況の調査をやってまいりまして、もう兼職禁止に厳しいような状況が幾つも出てきていたわけなのですが、もう既にことは全部ほかの議会に移られて、当議会にはもうだれもそうした方はいらっしゃらないのですけれども、両市の議員ではまだ相当数残っているという状態がございますので、こうした情報公開に当たっての公開規定をどういうふうに決めていくのかということも一つの焦点ではなからうかと思っておりますので、答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

また、行革に伴う職員のことについては、来年度から1名ずつということなのですが、これがほとんど現場に集中しているということなのです。そういったことで、現場の職務に支障が来さないのか、あるいは長時間労働になってはいないかということもこれ考えなければいけないと思います。総体的に見て職員の数が減らせるところを減らすのならいいのですけれども、そうではなくて、職務についているところが減って、現場の仕事の支障になるということではまずいので、その点をきちっと公開していただきたいというふうに思います。もう一度ご答弁をこの点ではお願いしておきたいというふうに思います。

あと圏央道関係につきまして、答弁がほとんど出なかったのですけれども、一応圏央道によって今の排水路というのが全く形が変わるし、用地につきまして圏央道の用地買収に伴う経費とかそういう問題については、圏央道の関係で交渉しているはずですよ、既に。だからやっぱりそうした経緯をぜひここで答弁願いたいし、今後どういうふうになっていくのかということについてもご答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

下水道使用料の減免についてでございますが、過去にはございませんという話を申し上げまして、申請があった場合について、それについては検討させていただくと。現実には、退去をされたりしてしまして、申請までの段階でなかったものですから、今後そういった形で検討したいなというふうに思います。

それから、消費税については、今後調査をし、研究したいなというふうに思っております。

〔「総額で幾らになるか」の声〕

○業務課長（浅見邦男君） 失礼しました。申し上げます。公共下水道の方については、3,828万6,000円を見込んでおります。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、債務負担行為の先ほどの関係でございますけれども、27ページの中にございます債務負担行為でございますけれども、これは入西関連の公団の関係でございます、実際の限度額は、需用費でございますけれども、ここに12億8,400万と17億9,427万円とありますけれども、地方債の額については1,200万円の債務と、今後です。それから、その下の1,580万は、いずれにしても地方債関係については今後1,200万、1,580万ということで、これは実は上の部分につきましては、1,200万の部分につきましては既に事業が完了してございます。入西の区画整理の中の管渠事業でございます、期間的に14年まで残っておりますけれども、事業としてはもう既に完了しているものでございます。

それから、その下の部分については、まだ入西のポンプ場のポンプ関係が入っておりますので、一応今後1,580万の想定をしてございます。

起債でございますけれども、最終的には、前回申し上げましたけれども、1億近い負債を持っておりますけれども、今後想定される推移といたしましては、約平成15年ごろが償還のピークということで、1億から185億ぐらいの間をここ数年で減債高が予想されております。また、今後、先ほど申し上げましたように終末処理場の施設、昭和48年に供用開始してございますし、そういう施設がそろそろ、昭和45年から下水道出発していますから、いろんな施設が大分古くなってきていますので、そういうものも改修をしながら、新しいまた事業もやっていかななくてはならないということを踏まえすと、今後負債額は185億近くまでここ五、六年の間には上がっていくのではないかなと想定しております。

次に、日当の関係、議会の関係でございますけれども、費用弁償については現在1,500円の費用弁償が議員さんの場合出ておりますけれども、この費用弁償につきましては構成市並びに一部事務組合も現在同じような歩調でしておりまして、鶴ヶ島市の方でもここで条例改正の方が何か出ているというお話聞いておりますけれども、この費用弁償については特に廃止するというような話までは聞いておりませんので、今後構成市の方と事務組合の方との均衡を考慮してまた検討してまいりたいと思っております。

それから、情報公開制度については、さかのぼってどうかというような話でございます、先ほど話しましたように、ことはまだ準備段階でございます、備品関係あるいは情報公開のファイリングシステムの導入でいろんな手法をことし準備で考えていく中でございますので、この辺につきましても一部事務組合との関係あるいは構成市の方も状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから、職員の関係でございますけれども、本年度1名減になっておりますけれども、一応先ほど話しましたように59人の定数で、1割といたしますと6人ぐらいの減を今まで職員の中の努力によりましてやってきたわけでございますが、来年度は51人ということでございまして、現場の関係等もございまして、下水道組合全体の職員の中で、配置がえ等によって今まで対応してきておりますけれども、51人が今後欠員等が生じた場合は、逐次計画的に採用していきたいというふうなことで予定してございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この予算計上させていただいた部分につきましては、圏央道と並行する下流側でございます。未施行から圏央道と並行する下流側と申しますか、その部分でございます。そういったことによりまして、都市計画事業として行うということでございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再々質疑を行います。

ただいままるご答弁いただきまして、一定度の前進見られるわけです。減免の問題については、申請があれば検討したいというような前向きなご答弁いただきました。

ところで、各市町村とも非常に今社会情勢が厳しい折、問題がない市等が全然ないということではないと思うのですが、これもなかなか広域行政の弊害で、下水道組合で、ではそれを申請があればという、その申請もできるとかそういうことさえ道が開かれてこなかったわけですので、何らかの措置、対応、知らせること、こういうやむを得ないケースでは減免をやれますというような中身を周知することも必要ではなからうかというふうに思いますので、この点についてどのようにお考えなのかということについてお尋ねしておきたいというふうに思います。

また、負債の方向が185億ぐらいであろうとおっしゃられたのですが、ことしも北坂戸の終末処理場が老朽化して、改修費を組んでおります。建設してから相当北坂戸もたっておりますので、本当にこれ今言われたのだと4億から5億、多くても10億ぐらいの見込みきり組んでないのですけれども、この耐用年数というのは下水道の場合30年ぐらいですか。20年か30年、多分あらゆる建築物がそうだとは思うのですけれども、そういう中で修繕だけで済むのかなというのがちょっとひっかかっている問題なのです。だからもしかしたら修繕だけでは済まなくて、やはり大がかりな新築なり改修なりするような問題も出てくるのではないかということについては、今後の問題で失礼なのですが、債務負担行為とあわせて若干気になったので、もう一回質疑をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、確かに議員の費用弁償について云々というのですけれども、議員はやはり歳費という形で毎日常勤でもありませんし、一定度の日当並びにそうした地域、近いのに少し少なく、いかに少なからうとやっぱりそういう費用弁償なるもの、みたいなものをいただくということについては、広域行政でも年間4回だけですよね。それも4日がいいところで、しかもそういう歳費を重々にするほどいただいて、そういう形をとっているということについて、やっぱり市民的にも問題になるのではないかなというふうに考えますので、ぜひこれは議会側が問題なので、私は議会側としては廃止していくということについて再度お願いしたいわけなのですが、この点についてもう一度ご答弁をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

先ほどの地方債絡みの今後の改修関係でございますけれども、先ほど修繕というお話が出ましたけれども、当然北坂戸の終末処理場は昭和48年にでき上がったものでございますので、本格的な改修工事、こういうものも当然入ってくるわけでございます。そういうものを踏まえた中で平成15年ごろの借入額が185億近く減債高いくのではないかということで、償還のピークも平成15年ということをお願いしたわけでございまして、改修工事も含まれるという解釈でございます。

それから、先ほどの日当、職員、議員さんの日当関係、そういうことでございますけれども、現行の職員の旅費に関する条例の中に議員さんの費用弁償等が記載されておるわけでございまして、現状においては現行条例に沿って支給しているということでございますので、また今後それらの関係市の状況を見ながら、また見直しに当たっては検討していきたいと思っておりますので、現在は現行どおり支給していると

いうことでございます。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

減免制度の方の市民の方の周知ということでございますが、下水道組合の方で下水道の相談の窓口を設け、ご相談をさせていただくという形をとらせていただける方法を検討したいなというふう思います。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 11番、中島です。1点だけ質疑をさせていただきます。

厳しい財政事情の中で本予算が編成されているわけでございますが、1点だけさせていただきます。19ページの公共下水道に関する関係でございます。2カ所の終末処理場の維持管理につきまして、13委託料として組まれておりますが、とりわけ委託料のうちで処理場維持管理等業務委託料4億9,135万6,000円の内訳、大項目についてご説明を願いたいと思います。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答えいたします。

19ページの処理場維持管理業務委託料の内訳でございますが、北坂戸水処理センターの運転操作業務委託、石井水処理センターの運転操作業務委託、汚泥処理処分業務の方の委託、石井と北坂戸の清掃業務委託、同じく北坂戸と石井等の樹木等の管理業務委託、同じく北坂戸と石井の活性炭詰めかえ業務委託、同じく北坂戸と石井水処理センター並びに芦山北会館等もありますが、電気設備保守管理業務委託、同じく北坂戸と石井の消防設備の点検業務委託、石井水処理センターのエレベーターの点検業務委託、あと同じく北坂戸と入西、石井の自家発用電気設備等の点検業務委託、北坂戸と石井水処理センターの計装設備等の点検業務委託、あと焼却設備の点検業務委託でございます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 両地区の終末処理場の直接的な管理委託と、それに関連する分類等についてお話がございました。365日終末処理場が稼働して、これについての委託でございます。相当維持管理について、直接的には約1日100万近い維持管理の費用が委託されるというふうの中身として判断するわけでありませぬ。そこで、この2カ所の業務委託につきまして、これの予算執行に当たって委託業務でありますけれども、競争入札等についての取り扱いの考えについてお伺いいたします。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答えいたします。

運転操作業務委託等の関係でございますが、4月1日より既に継続で動かなくてはならないという施設でございます。そういう関係上、年度が始まる前に事前行為といたしまして、基本的には見積もり競争を行いまして、入札方式と同様な方法で競争を行って、予定業者を決めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 見積もり競争入札という方法で進めたいということであります。最少の経費で最大の効果を上げるということで、その点を十分工夫いただいて、2カ所一緒に入札するとかいろんな工夫をしながら、適切な競争入札でこの執行に当たっていただくように要望し、終わります。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 9ページの受益者負担金の算定根拠について、場所、面積もあわせてお聞きしておきたいと思っております。

関連というようなことで恐縮ですけれども、議事録など読ませていただきますと、平成14年度以降の事業認可については13年度中には事業認可の拡大を図っていききたいと答弁されておるようですけれども、この点についてこの予算編成に当たってどう検討されているのかお聞きしておきたいと思っております。

それから、12ページの起債の関係で、その利率の内訳、公共下水道事業、都市下水道事業別にお聞かせいただきたいと思っております。

それから、22ページの都市下水路維持管理費委託料ですけれども、これの内容について、とりわけユスリカ対策、飯盛川、大谷川ではどうなのか、それから街灯関係、あるいは清掃しゅんせつ関係、これらはどのような考えで予算が組まれたのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、起債の利率の関係でございますけれども、これにつきましては今年度の利率7.5%ということで地方債の利率を定めてございますけれども、現行におきましては政府資金の中に運用部資金と簡易生命保険の資金があるわけなのですけれども、これについては現在1.7%でございます。それから、金融公庫につきましては、現行においては1.8%。7.5%を定めておりますけれども、過去最高の利率が7.5ということもございまして、一応限度額ということでございますので、坂戸市等に準じまして7.5を定めさせていただいております。

それから、事業認可の関係でございますけれども、これについては17ページの委託料の中の1億790万円という計上をしてございますけれども、この中におきまして13年度地域の拡大を予定してございます。その中の事業認可の委託料として、この中に組み込んでございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

飯盛川、大谷川都市下水路の委託内容でございますけれども、まず飯盛川、大谷川共通しておりますの

は、年3回の草刈り業務でございます。これにつきましては5月、7月、9月ということで草刈りをやらせていただいております。また、河床の清掃、これにつきましては年1回、落差工におきまして河床が若干土砂が堆積するというので、その清掃を3カ所、年1回行うというものでございます。それとあわせまして、年6回の清掃業務でございます。河川内のごみ等の除去でございます。

大谷川につきましては、そのほかに東坂戸団地の桜、これらの剪定等も年1回含まれておるところでございます。また、業務委託の中には、ユスリカ駆除業務委託も含まれてございます。ユスリカ駆除業務委託につきましては、年6回一応予定させていただいております。これらにつきましては発生状況等によりまして散布をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

まず、受益者負担金の5,700万の根拠でございますが、法的な根拠につきましては都市計画法75条、坂戸、鶴ヶ島下水道組合受益者負担金条例規則等によって徴収するというので、その対象の区域、平成13年度の対象の区域につきましては、八幡二丁目が5,605.61平米、上広谷地域が7万4,130.52平米、脚折地区が1万2,025.17平米、合計で9万1,761.3平米を対象にした金額でございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 一つは、借金の負担を軽くしていく、このことについてどのように考えているか、どういう取り組みをしようとしているか、そこらを一応お聞きしておきたいと思うのです。

それから、事業認可の関係ですけれども、額の箇所を説明していただいたわけですが、私聞き漏らしたのか、内容的には今の時点では説明されないのですか、わからないのですか、この事業認可の区域の拡大のことです。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、地方債の関係でございますけれども、将来に向かっての起債の公債費の軽減ということかと思えますけれども、地方の方においても、県の国に対しまして地方債の償還期間の延長、こういうことも今要望してございまして、さらに利率につきましては極力安い、良質資金と言っておりますけれども、いわゆる政府資金、簡保債、運用部資金ですか、こういうものを極力充てるような形で要望もしてございます。縁故債というのは昔ありましたけれども、現行においてはもう縁故債は下水道事業の方には使ってはございません。そういうことで極力良質資金とか期間の延長等を考えて、将来的にも軽減を図るような形で要望していきたいと思っております。

それから、認可の内容でございますけれども、先般の議会でも申し上げたかと思いますが、区域的には鶴ヶ島市の鉄道から西側の鶴ヶ丘区域、そして坂戸市の方におきましては現在脚折第1幹線が関間の区画整理の方に伸びておりまして、そちらの関間区域を含めて100ヘクタールちょっとを予定してございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 以上で平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算歳入及び歳出についての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。議案第1号 平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算につきまして、反対の立場からの討論を行います。

坂戸、鶴ヶ島下水道事業も、石井終末処理場の完成と同時に大きく前進してきました。もちろん当然文化的な生活を営むということでは、下水道事業前進については当然やるべき事業は事業です。先ほどの答弁でも、今年度の普及率55.1%、坂戸59.4、鶴ヶ島44.9%と答弁がされました。

しかし、市街化区域内の普及率が、鶴ヶ島においては44.9%のところすでに社会情勢が悪化、深刻化して、昨日ですか、宮澤喜一蔵相の発言でも、国の国債は640兆円を超えて危機的状況と今まで言ってこられましたけれども、いよいよ破滅的状況にあるというふうに言いかえました。こういう深刻な状況が生まれる中で、当然のことながら国民生活も不況で、倒産失業率4.9%を超え、こうしたことも悪化してきます。特に高齢化が両市とも進行してくる中で、非常に経済情勢というのは厳しいというふうに見ております。先ほども申し上げましたとおり、文化のバロメーターとされる公共下水道を使用するということは非常にすばらしいことなのですが、生活費がかさんできて、支払いができない、そういう深刻な状況も起きているというのが実態ではないでしょうか。

平成11年度の決算ベースでも、不納欠損72万5,160円、収入未済額が4,230万3,823円というふうにも達しております。こうした状況下の中で先ほどの質疑を行いましたところ、法第23条の使用料の減免については、一応ご答弁で申請があれば検討するというので、相談窓口も設けるという、一面では前進的なご答弁もいただきました。しかし、私は以下の三つを指摘して反対したいと思います。

一つは、消費税5%導入をしていない市町村もあるわけですが、当組合はこの5%を導入して、生活必需品、公共料金への導入ということについてはやはり問題がある。やめるべきだというふうに思います。

二つ目には、先ほども質疑をしましたが、債務負担行為を含めて公債費の額というのが181億を超えるということで、両構成市とも負債を抱えて大変厳しい状況の中で、今後の対策というのはなくて、新都市計画、新たな都市計画への導入を考えているというような中身の方針が出ています。これはやはり、今後は市街化調整地域を市街化に繰り入れたり、あるいは遠隔地に下水道を導入するというので、これは本当にまた問題が残るというふうに思います。

三つ目には、新市街地入西特定地区区画整理に都市整備公団による施行で、莫大な費用を投入してきたことです。坂戸終末処理場への圧送のために、ポンプ施設事業費8億6,500万円を初め管渠事業など国費を使い、そして当組合では債務負担行為を発生させ、現在入居があるかということになりますと、私の聞いているところですが、入居は200戸をちょっと過ぎたところ、移転企業も3社程度という中で、

今後入居が見込めない場合は、非常にむだな投資ということが不況の中で起きる可能性が発生するというふうに思います。

今、市街化区域の中でも、50%以上の人がこうした都市計画税を納めているのに、下水道がまだ引かれてないという中で、調整地域だったところへのこうした資金投入というのは非常に問題があることを指摘して、反対いたします。

○議長（高橋信次君） 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 3番、田原教善。ただいま議題となっております議案第1号 平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件につきまして、賛成討論を行います。

不景気が長く続き、雇用不安、金融不安が広がり、依然として我が国の経済情勢は厳しい状態であります。これらの厳しい状況を反映して、地方税収等が低迷し、大幅な財源不足が生じている中、市民が豊かさや安心を実感できる生活環境づくりに必要な下水道施設の整備推進に全力で取り組んでいただきたいと思います。私は考えております。

このような中で、ただいま提案されております平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算案の内容を見ますと、公共下水道事業について、汚水関係では脚折第1幹線を初め、雨水関係では浅羽第1幹線の整備を引き続き実施することとしており、面整備工事についても計画的な推進が図られ、普及率向上のためにまことに適切な措置がなされているものと考えるところであります。

処理場等の維持管理面に対しましては、施設等の老朽化に対処すべく万全の体制で臨んでおられているところであります。また、都市下水路事業については、大谷川都市下水路の用地を購入し、上流への整備促進をするほか、維持管理面では委託料的確な事業費が計上されていると思う次第であります。この一般会計予算案は、構成市の限られた財政状況等を的確に把握し、実情を十分配慮した予算編成であるとともに、常に健全財政を堅持しつつ、今後大きく飛躍を期待される下水道整備にまさに大きく寄与するものであると思われま。本予算案は、坂戸、鶴ヶ島両市の市民にとりましても、その整備における成果を待ち望んでいると確信しております。

以上のような観点から、本案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（高橋信次君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋信次君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君） 日程第5、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件（議案第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第2号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,658万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を48億5,328万1,000円にしようとするものであります。

その内容を申し上げますと、まず歳出といたしましては、構成市との協議により、平成12年度繰越金及び事業確定に伴う負担金、寄附金等を新年度事業の財源に充てるため、下水道整備基金へ積み立てることといたしました。

次に、水洗便所改造資金貸付金について、借入人及び連帯保証人両者の破産宣告が決定され、回収が不能となり、基金に不足が生じることから、水洗便所改造資金貸付基金に繰り出すことといたしました。

また、平成12年度国の補正予算に係る追加内示に伴い、雨水対策事業として公共下水道浅羽第1幹線工事及びその工事設計委託を国庫補助事業として実施いたし、事業の推進を図ろうとするものであります。

これら歳出に見合う財源としては、国の公共下水道補助基準に従い、国庫補助金の内示額に合わせ、第3表地方債補正により県の許可基準に従って補正するものであります。

なお、公共下水道築造工事及び設計委託につきましては、工事の施工時期及び工事に期間を要することから、第2表繰越明許費として予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高橋信次君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。議案第2号につきまして質疑を行います。

まず最初に、先ほども塘永議員の方から質疑があったわけですが、11ページの寄附金につきまして法第25条の今回の公共下水道特別受益者寄附金について、場所と、それから個人あるいは店舗があるのかどうかということでお尋ねしておきたいと思えます。

また、12ページは公共下水道の建設費として、今回は浅羽第1幹線の工事ということで、大体どの辺をどのぐらい工事を見込んでいるのかということでお尋ねしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

寄附金につきましては、下水道条例の27条で処理区域外で公共下水道に管理上支障がない場合について接続ができるということでございます。そういうような中で、今回の対象になった142万8,000円の内訳でございますが、3件でございます。地区については、全部五味ヶ谷でございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） お答えいたします。

浅羽の第1幹線につきまして、現在施工中の上流側でございます。内出東に通ずる道路より上流側へ450メートルの設計委託でございます。

続きまして、工事でございますけれども、その現在施工中の上流側へ150メートルにつきましてボックスカルバートを布設する内容でございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

まず、寄附金のことにつきましてですが、これは最初つくった当時からずっと行っているのではないかと、条例ですから改正しない限り行っていると思うのです。今、市街化区域でも入らない部分というのが鶴ヶ島でも五十数%、坂戸でも四十数%あるという中で、確かに同じ市民なのですけれども、調整地域でその管が通るから入れたいのだということでお入れになる人ではないかと思うのですが、その中で管理上支障のない範囲と言われるものはすごい漠然としておりまして、はっきり言えば市街化区域の人というのは都市計画税を納めて、非常に高い固定資産税など取られるわけなのです。そういうアンバランスの中で、今回の公共下水道引き込みに対するその寄附が妥当であるのかどうかということについてちょっと疑問が残ったので、特に店舗については調整地域でもできるわけなのです、店舗というのは。その中で、面積によって定めるといふふうになっておりますが、例えばで結構ですので、どのぐらい納めるのか。それは都市計画税とか固定資産税とか、バランスがそうした市街化区域の人ととれているのかどうか、やっぱり一応それを計算されていたのであれば、答弁をお願いします。

それから、第1幹線の方なのですが、あの上流の方は非常に今排水では問題が起きておりまして、日高川越線ですか、坂戸川越線が側溝が浅いというので、雨水排水を初めとするいろんな問題が起きてるところなのです。今、450メートルということのことしやした場合、残りはどのぐらいになりますか。

以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

特別負担金の関係でございますが、算出の根拠でございますが、昭和48年に建設事業費を計画処理人口で割って、それからそのときの1家族の人数の割合が4名ということで算定されたものです。その後、事業費区域を改定されましたので、物価スライド分も含めまして、現在では1世帯という解釈でございますが、13万8,000円ということでございます。

なお、市街化区域についての特別使用については、受益者負担金相当額ということで区域内の金額と同じような形で徴収させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） お答えいたします。

先ほど450メートルにつきましては、委託の内容でございます。工事施工につきまして150メートル予定しておりまして、残につきましてはおおよそ800メートルでございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。再々質疑を行います。

まず最初の寄附金のことなのですが、48年から物価スライドということで一定の措置はとられてきたというふうには思うのですが、問題はやっぱり店舗の方だと思うのです。個人の方もありますけれども、店舗面積についての問題はというふうに改善してきたのでしょうか。

それで、何というのかな、容量をいわゆる市街化区域の人口で石井終末処理場と北坂戸終末処理場をつくってあると思うのです。管理上支障がない範囲ということになりますと、その市街化区域に張りつく人口を想定しまして、調整地域はこれまで入れても大丈夫だという容量があると思うのですが、そういうところはというふうにご考えておられますか。

あと、浅羽の第1幹線につきましては残り800メートルということで、あの地域の排水問題が非常に深刻なのですが、このスピードでいきますと、あと何年かかる予想でしょうか。

以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

店舗の方につきましては、先ほど答弁申し上げませんでした申しわけありませんでした。店舗の方については、1平米当たり1戸当たり1,600円を乗じた金額ということで出ておりますので、店舗の方については一般家庭と違った形をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

下水道の特別使用の容量のことでございますけれども、下水道計画上、例えば石井水処理センターに入る区域、五味ヶ谷につきましては石井水処理センターに入る区域でございます。要するに水処理センターの処理量、器の大きさなのですけれども、その器の大きさの容量に影響のない範囲というのは、先ほど話が出ましたように下水道を入れる場合、必ず反対側の区域が境が出るわけでございまして、その区域はやはり市民から工事をする関係とかいろいろありまして、どうしても入れさせてもらいたいというのは当然出てきます。そういう関係で、現在の石井水処理センターの器で容量的に問題ないという判断の中で容量でございますので、支障はないという判断でございます。

それから、先ほど延長の問題ですけれども、約800メートルと話しましたけれども、今手元に資料がありまして、全体で約1,300メートルでございます。済みませんでした。

〔「今後の予定」の声〕

○議長（高橋信次君） 休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（高橋信次君） 再開いたします。

柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） 今後の見通しにつきましては、平成12年の今年度の事業から申し上げますと、約20年ごろまでには完了する予定でございますので、よろしく……。今後、推進工法等かなり込み合ったところに入ってまいりますので、そういうことを踏まえますとそのくらいまで予定されるわけでございます。

○議長（高橋信次君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算について質疑を行わせていただきます。

10ページの歳入に関しまして、受益者負担金が今回2,700万ふえております。今回当初予算、予算の方でも今回は大分減ったわけで、そもそも平成13年度よりも高い当初予算なのですけれども、これが負担金が高齢者は2,700万ふえたという内容についてお示しいただきたいと思っております。

同様に、同じ歳入の中の利子及び配当金、財産収入のところの補正が、今回56万8,000円行われたわけでございますけれども、毎回当初予算が15万円計上されているようでございまして、利子及び配当金というのは基金に対する利子ということで、残り1年のうちに大きな変動がないのではないかと。そうすると、毎回当初予算の何倍もの補正が生まれるのはちょっと予算的には見積もりとしてはいかなものかというふうにも感じますので、そこら辺の内容についてお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

2,700万の補正額の方の内訳でございますが、受益者負担金の賦課区域の増でございます。これは鶴ヶ島市の上広谷地域1万5,452.98平米の金額として、平米650円の地域でございますので約1,000万、それと当初地目的には農地ということで調査させていただいた関係、徴収猶予という制度がありまして、入らない見込みであったわけなのですが、本人の土地利用と、それから相続が解決したということで、納入された金額が約1,700万、合計で2,700万を補正させていただきました。

それから、13年度の関係で、12年度が1億824万2,000円のところ、13年度については5,700万ということでございますが、これは賦課区域が約半分でございますので、その金額になっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

財産収入の利子及び配当金の関係でございますけれども、これにつきましては当初15万ということで計上させていただきましたが、当初の金額に対しまして繰入金の基金のものと額が、途中の補正等によりまして変わってまいります。それと同時に、利率の関係でございますけれども、当初0.1%見ておりましたけれども、資金の運用の中で0.38とか0.51、0.33、0.28というような利率で運用しておりました結果、増

額となった内容でございます。

○議長（高橋信次君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質疑を行わせていただきます。

今の受益者負担金のご答弁を付加給付地域がふえたということは、当初の予定よりも下水道が通ったところがふえたということで、大変喜ばしい状況なのかなというふうに感じますけれども、当初の予定よりもどれほどそういった地域が進捗状況がよくできたというところのパーセントというか、状況等についてお示しいただきましたらと思います。

あと、補正予算の方で、一応こちらの方歳入でございますから、できるだけ余り見込みを大きくして歳入が滞るといことがないように予算を立てられるというのは、状況もよくわかりますし、また最近の利率の運用の方も考えると、運用利率ということが余り高く見積もれない状況も理解するところでございますので、こちらの方に関しては了解いたしました。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） 先ほどの当初見込んだ区域よりも多くなったというのは、建設課の方の工事の区域が範囲がふえたということでございますが、当初不確定なところについては受益者負担金を賦課対象にしておりませんでしたので、その辺が確定をした時点、当初の予算のときには、その不確定の要素については見込まないということでやりましたので、上広谷地域についての1万5,000平米につきましては、確定がされるまでちょっとわからなかったということで今回の対象になりました。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 10ページの財産収入の基金と、預金先とそのおのおの利子の状況です。それと、基金残高の額と、この基金についての位置づけをどのように考えているのかお聞きしておきたいと思えます。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

基金の財産収入の運用の中でございまして、この基金につきましては通常の定期預金とかというものでなくして、長期的に預けられるものということで、いわゆる自由金利定期というのですか、こういうもので扱っております。基本的には1,000万円以上とか1カ月以上の条件がついてございます。その中での預金先は、あさひ銀行の方でございます。

それから、基金の現在高でございますけれども、一応12年度末の見込みといたしましては、ここで取り崩しをしたのが3億2,414万7,000円、新に積み立てたのが、ここにありますように2億1,523万4,000円、11年度末からきますと現在高で5億1,366万2,000円の現在高になる予定でございます。

○議長（高橋信次君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（高橋信次君） 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
○議長（高橋信次君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

- 議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎閉会中の事務調査について

- 議長（高橋信次君） 日程第6、閉会中の事務調査についてを議題といたします。
書記をして閉会中の事務調査についてを朗読いたさせます。
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （閉会中の事務調査について朗読）
- 議長（高橋信次君） お諮りいたします。
ただいま朗読いたしましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。
よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

◇

◎一般質問

- 議長（高橋信次君） 日程第7、一般質問を行います。
通告者は3人であります。順次質問を許します。
2番、山中基充議員。

○2番(山中基充君) 2番、山中基充です。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

質問事項、ISO14001と9001の取得について。国際標準化規格であるISO、品質の9000シリーズ、環境の14000シリーズを取得する自治体がふえてきています。埼玉県庁でも取得されている。特に所沢のダイオキシン問題で話題となっている当組合のある県西部では、その多くの自治体が既に取得されているISO14001は、環境マネジメントシステムを構築し、持続可能な循環型社会構築を目指すものであります。当組合の下水道事業のように、環境問題に密接な事業は取得すべきものと考えております。

また、いわゆる品質管理システムのISO9001についても、市民サービスをその対象としてマニュアル化して、その基準維持を図るというものでありまして、行政改革には特に有効と考え、質問をいたします。

(1)として、当組合のような一部事務組合が、ISO14001や9001を取得した事例はありますでしょうか。

2として、組合事業の入札の際、ISO14001や9001を取得した事業者を優先するということはありますか。また、他にそういった事例は見受けられますでしょうか。

3として、構成市である坂戸市及び鶴ヶ島市が取得する場合、それに追従するということは考えられますか。

(4)、マニュアルを作成することによる業務の合理化、プラン・ドゥ・シーの監査を受けることによる行政改革への有益さなど、取得に関してはその効果をどのように考えておられますか。

(5)、取得に関するお考えを伺います。費用の点など問題点がありましたら、詳しくお示してください。

以上で1度目の質問を終わります。

○議長(高橋信次君) 池畑事務局長、答弁。

○事務局長(池畑勝一君) 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

ISO14001は、国際的に共通の仕組みを与える環境マネジメントシステムの規格であります。事業活動を発展させながらも、自主的にシステムを構築し、その質を継続的に向上させ、結果として地球環境が改善されることをねらいとして、企業そのもののイメージアップが図られることから、現在さまざまな業種の企業が取得しております。

自治体におきましても、導入の効果として庁内での電気やガソリンなどの燃料、紙などのエネルギーや資源の節減が期待できること、環境保全全般に関して職員の意識の向上が図られるとともに、市民や事業者に対して環境保全に取り組む姿勢をアピールできることなどの効果が望めるところであります。

また、ISO9001は、ISO9000シリーズ規格の「製品及びサービスの供給者が制定し、実践すべき品質システムに関する一連の国際規定」のうち、設計、開発、調査、製造、製品検査、据えつけ、附帯サービスにおける品質保証モデルであり、自治体の中には一つの部門だけでも可能な面もあることから、取り組んでいるところもあるように聞いております。

初めに、(1)の一部事務組合で取得した事例があるかというご質問でございますが、県内市町村におきましては、平成11年11月に川越市が、狭山市が12年6月にISO14001の認証取得をしたのを初めとして、既に8市が認証取得済みであると伺っておりますが、一部事務組合で取得したところは、大阪府の南大阪湾岸流域下水道組合におきまして下水処理場としては平成10年12月に全国で初めて14001の認証を取得しております。

次に、2の入札の際、取得した事業者を優先するかというご質問でございますが、指名参加願にはその登録がないのが現状でございます。今までそのような事例もございませんが、国におきましてISO9000シリーズを競争参加資格の一つとしまして活用するなど、発注者の認証取得を促進する動きが出てきております。したがって、当組合におきましても、これらの状況も考慮しつつ今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3の坂戸市、鶴ヶ島市において取得した場合に、追従するかということでございますが、組合といたしましては既に取得した団体の資料収集等を心がけるとともに、調査研究を含め検討してまいりたいと思います。

次に、4のマニュアルを作成することによる業務の合理化、行政改革への有益さ、取得に関しての効果についてでございますが、環境マネジメントシステムは環境保全活動を効率的に実施するために、計画の立案、計画の実行、進捗度の点検、評価、システムの見直しの四つのステップを繰り返すことにより、システムの継続的な改善を図るものであります。

取得した場合の導入の効果としましては、一つ目は地球環境への効果として、庁内での電気やガソリンなどの燃料あるいは紙などの資源の消費を減らし、再生紙や低公害車など環境への負荷が少ない製品に置きかえることにより、環境配置型製品の流通ルートの確保や市場の形成に役立つことであります。

二つ目としまして、自治体内部での効果として、環境保全全般に関して職員の意識向上ができることともに、事務作業の効率化や経費の削減が期待できることであります。

三つ目としまして、住民や事業者に対する効果として、環境保全に取り組む姿勢をアピールでき、また適切な支援、指導ができることであるとと考えております。

次に、5の取得に関する考え、あるいは費用の点でございますけれども、取得に当たりまして事前準備の段階では、環境マネジメントシステムの導入目的、導入範囲、スケジュール、審査、研修等の費用などの検討が必要であり、時間や手間、費用が大分かかると考えられます。したがって、今後の取り組みにつきましては、他団体の状況を見ながら、構築方法等について十分な検討を行うことが第一と考えますので、庁舎内の節電、節水、その他を含めて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

今のご答弁にもありましたように、さまざまな効果が期待できるISOの14001と9001の取得でございます。特に、こういった行政というものは、なかなか外部の監査を受けない。ISOの取得が、今までも内部的には環境に関してさまざまな努力はされていることは、鶴ヶ島市におきましても、坂戸市におきましても広く理解するところでございますけれども、なかなかその評価を自前でするしかない。それも、講評も自前の講評でしかない。それを外部の基準で、外部の監査を入れることによって、厳しい目にさらされながら、逆に言うとそれが大きな評価となっていくことは、今の答弁のとおりでございます。

しかしながら、特に取得に関しては手間がかかる。特に、マニュアルをつくるためにコンサルタントなんかを入れますと、何百万円というお金がかかってしまう。また、認証も1回取ればいいものではなくて、

その後、9001に関しては先進地なんかを聞きますと、3カ月に1回監査を受けながら、もう常に予備検査、本検査、そういったものを繰り返していく。内容をそれだけ聞くだけでも、非常に取得には厳しい、行政として決意するのはなかなか大変なのかもしれないというふうにも感じております。しかしながら、その効果というものは、答弁にもあったようなところでございます。

ここで、再質問なのでございますけれども、特にISO14001、また9001に関しましても、組合のすべての分野とかにかかわってその取得を目指す、やっぱりかなり大変ではあると思いますけれども、例えば9001でありましたら、窓口業務だけというふうなことで限定した取得も可能でございますし、14001に関しましては構成市のすべての下水道施設というわけではなくて、例えばこの庁舎だけという部分的な取得も考えられますので、その点についてはどういうふうにしていらっしゃるかお伺いいたします。

あともう一点は、やっぱり行政改革ということでなかなか行政改革が叫ばれておりますけれども、先ほどから答弁の中でそういったものをアピールできるということが出ておりましたけれども、特にこういった一部事務組合というものはなかなか両市民の目に触れる機会がないということで、そういった意味でもこういった外部監査のISOというものを出すことによって、より市民へのアピールというか、説明責任というものが果たせるように感じますけれども、その点についてもいま一度ご答弁の方をお願いいたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

3月の1日でしたけれども、国土交通省の中央審議会で、先ほども申し上げましたが、ISOの9000シリーズにつきましては、受注者あるいは発注者の方にもそういった機関を通してこれらの活用をやっていくというふうなことが新聞の方に掲載がされておまして、こういうふうなことになりますと、当然組合の方といたしましても、ただいまご質問のとおり9000シリーズあるいは14001ですか、こういったものにつきまして今後これらを取得するような方向で検討していかなくてはならないというふうに考えておまして、特に業務関係の窓口関係につきましては、来庁する市民のための事務的な部分で業務課の窓口事務についてはある程度マニュアル化をしまして、市民サービスができるようにやっていかなくてはならない。

それから、処理場関係につきましては、一定のマニュアルに基づきまして現在のところ処理しておりますけれども、さらに効果を高めるためには、14001等のこういったものの内容で効率的な運用ができるように取っていくという必要があるのではないかと考えておまして、今後この辺につきまして十分調査研究等をして、いろいろとここでは、ほかでも情報公開等の事務も入っておりますけれども、それらの状況がある程度なりました段階ではこういったものに手をつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 次に、7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 7番、塘永真理人。一般質問を行います。

「浮間処理場批判」という本の著者として知られる中西準子氏の著書「都市の再生と下水道」という本を評して、朝日新聞は「下水道が今や生活関連施設と看板を掲げながら、内容的には産業基盤施設へと変

わっているという点である。そのことが下水道に工場排水を受け入れることを当然視する行政側の態度にあらわれている。かくして企業の問うべき責任を自治体が肩がわりすることとなり、その陰で企業が垂れ流しできるという事態が生ずる」と評しています。

また、同じ本について毎日新聞は、「私たちは下水道について甚しい誤解をしている。例えば、下水道が普及すればするほど、都市の河川は浄化されるとか、処理場は大きければ大きいほど効率的であるとか信じ込んでいる。私たちが抱いているそうした下水道神話というものを打ち砕くかのように」云々と評しています。私は本下水道組合事業にあっては、万が一あってはならないと願って、以下下水処理と工場排水ということで、一つは北坂戸、石井水処理センターでの流入水と処理水に含まれる含有物の測定状況、二つには工場排水の北坂戸、石井水処理センターへの流入状況、三つには工場排水の対応を含めた公害対策、四つ目は各種測定データの地域住民への公開についてどのように考えているのかについて質問いたします。

いま一つは、流域下水と基本構想について質問いたします。2000年12月、本組合定例議会での私の一般質問の答弁で、「荒川流域別下水道総合計画区域の見直しに伴う坂戸市、鶴ヶ島市の単独公共下水道区域における現単位の見直しを減少することで、荒川流域別下水道組合計画に合わせるよう指導がありましたので、当組合においても下水道計画区域に取り入れることで今後基本構想を見直す必要も生じてきました。指導があったので、今後基本構想を見直す必要も生じてきた。以上のことにより、今後下水道事業に反映するよう事業を構成市と協議を行い進めてまいりたいと考えています」と答弁しています。

そこで、一つは荒川流域別下水道総合計画、二つには基本構想の見直しの現況について質問いたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 塘永議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、1の下水処理と工場排水、北坂戸、石井水処理センターでの流入水と処理水に含まれる有機物の測定状況についてであります。各センターの有機性汚濁物質はBOD、SS、CODでありまして、測定は流入水、放流水ともに週3回行っております。平成11年度の測定結果の平均値を申し上げますと、北坂戸水処理センターの流入水は、単位はppmでございますが、BOD166、SS130、COD83でありまして、これらの処理水はBODで5.8、SS4.7、COD9.5でございます。

また、石井水処理センターの流入水は、BODでは185、SSが162、COD91で、これらの処理水につきましてはBOD1.9、SS1.4、COD6.2となっております。いずれも処理水は排水基準値以下となっております。

次に、2の工場排水の北坂戸、石井水処理センターへの流入状況でございますが、下水道法に定められております特定事業所のうち規制対象となる事業所は、北坂戸水処理センターでは6件あり、排水量は流入水の約1.5%であります。石井につきましては、1件で0.9%となっております。これらの工場排水の接続状況につきましては、昭和51年に2件、52年、60年、平成4年、9年、12年にそれぞれ1件ずつあり、合わせて7件となっております。

次に、公害対策についてであります。水処理センターにおけます公害対策につきましては、放流水の水質を規制しております水質汚濁防止法、また焼却炉の排ガスを規制しております大気汚染防止法、ダイ

オキシソール対策特別措置法等いずれも関係法令の規制基準をクリアしておりまして、公害対策には万全を期しているところでございます。

次に、工場排水の対応であります。工場排水の対応につきましては、公共下水道の機能及び構造を保全すること並びに公共下水道からの放流水の水質を基準に適合させるため、下水道法並びに組合条例に基づきまして基準に適合しない排水を流すおそれのある場合は、除外施設を設置させまして、基準を遵守するよう指導を行っております。また、立入検査等を行い、工場排水の監視もいたしているところでございます。

次に、4の各種測定データの住民への公開でございますが、情報公開制度の実施に向け、他市の状況等も見ながら対応していきたいと考えております。

次に、流域下水と基本構想についてであります。初めに荒川流域別下水道総合計画についてお答えします。流域別下水道総合整備計画は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の累計指定がなされている水域について、下水道法第2条の2に基づきまして策定される当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画であり、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、当該利益における個別の下水道計画の上位計画として策定することを目的といたしております。埼玉県内におきましては、荒川、中川、利根川の三つの流域に分類されており、当組合は荒川流域に属し、現在見直しが県においてなされているところであります。今回の計画におきましては、平成9年3月に東京湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針が示されまして、関係都県の東京湾に対する許容負荷量等が設定されたことを受けまして、埼玉県が平成12年度から見直し作業に着手するもので、今回の見直しにおきましては計画フレーム、排水量の現単位等の見直しをし、平成12年度中に国への協議、申し出を目指して現在作業を進めていると聞いております。

次に、基本構想の見直しについてであります。本組合におきましては、構成市との協議に基づきまして昭和62年度に下水道基本計画を作成し、長期的な計画に密接な関連を持たせる必要があるため、目標年次を20年後であります平成17年度に設定いたしております。内容といたしますと構成市の都市計画区域と総合振興計画の人口フレーム等を参考として、全体計画を2,085ヘクタール、計画人口が18万3,500人と計画いたし、計画策定に係る基礎調査、汚水あるいは雨水の排除計画、その他計画に必要な事項を取り組みまして、現在の下水道組合の基本計画となっております。当組合といたしましては、目標年次が間もなく到来することから、今後荒川流域別下水道整備総合計画の見直しの策定状況を見ながら、構成市と協議を行い、基本計画の見直しを進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 再質問いたします。

北坂戸、石井処理センターでの流入水と処理水に含まれる有機物の測定状況について答弁いただきました。いずれも処理水は排水基準以下となっているということでもあります。

二つ目に、工場排水の北坂戸、石井水処理センターへの流入状況については、私が聞いた範囲では規制対象となっている事業所、女子栄養大学、坂戸市西清掃センター、凸版印刷ほか4社、計7社のうちの6社の排水は、北坂戸水処理センターに流入し、流入水の全体の約1.5%、あとの1社は石井の水処理セン

ターへ流入し、その1社の流入水の割合は全体の流れの0.9%ということでもあります。このことが工場の排水については、一見取るに足らないと思いがちなのですが、各工場排水をよほどしっかり監視、責任問題をはっきりしておかなければ、個々の会社で公害を垂れ流しても、全体の流入水で薄められ、本下水道組合が公害垂れ流しの工場を救ってやるということになりかねないと思います。こういう監視の目を逃れる事例は、全国的には少なくないわけであります。そこで再質問なのですが、これら規制対象となる個々の工場排水にこれまで問題はなかったとはっきり言い切れるのかどうか、はっきり答えていただきたいと思います。

あわせて、これら規制がかけられている7工場の各工場ごとの排水の水質検査資料は、きちんと保管されているのかお尋ねしておきます。

三つ目に、公害対策について答弁いただきました。その中で、関係法令の規制基準をクリアしており、公害対策には万全を期していると答弁されております。再質問ですが、この公害には万全を期しているという具体的な内容あるいは体制について、私どもにもわかりやすく説明していただきたいと思います。

工場排水の対応についても答弁していただきました。一つは、基準に適合しない排水を流すおそれのある場合は、除外施設を設置させ、基準を遵守するよう指導しているという答弁でした。再質問ですが、この基準に適合しない排水を流すおそれのある場合というのは、工場の申請時にチェックすることを行っているのであれば当然のことであって、答弁にならないわけですので、念のため再質問いたしますが、基準に適合しない排水を流すおそれということについては、日常的にどのような監視の体制をとっているのか再質問いたします。

次に、各種測定データの住民への公開については、情報公開制度の実施に向け、他市の状況等をかながみ対応していくとしていますが、規制対象となる事業所を名指し的に公開せよということでもないわけです。ましてこれまでの測定値等は、私の質問の範囲で基準値に達しているわけですし、問題を抱えている内容はないと思われるわけです。私は市民に測定値等を公開し、少しでも下水道事業に関心を持ってもらおうとするのに、なぜ他市の状況をかながみなければ公開について考えると今はっきり答弁できないのか、ここら辺は理解ができないところですが、公開していくことに踏み切れない理由をはっきりお聞きしておきたいと思います。

再質問最後ですが、荒川流域別下水道組合計画について2点質問いたします。さきの毎日新聞の論評ではありませんが、今市町村だけでなく、流域下水道計画の主体となっている都道府県も建設費がやたらかかって、借金がかさむ上、維持管理費も一部持たされるので、だんだん肩の荷が重くなり、あえぎ始めていると主帳している関係者も少なくないわけであります。

そこで一つは、測定値など答弁では特に問題のない坂戸、鶴ヶ島下水道組合、つまり公共下水道の本組合が流域下水道に組み込まれていく必要は全くないと思うわけです。そういう中で、荒川流域別下水道組合計画に公共下水道として現在まで基本的にその任務を果たしている本組合が上位計画として策定するという事は、環境基本法や水道法、下水道法に基づいて必然的に国の方針に組み込まれていってしまう仕組みとなっているのか。答弁では指導があったとしているわけですが、ここらの見解についてお聞きしておきたいと思います。

2点目は、上位計画を策定するという答弁ですので、これが策定に当たって市民参加、市民の意見が何

らかの形で反映できるといったことなどのことについてはどうなのか、再質問いたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 初めに、排水関係につきまして問題がなかったかというふうなことでございますけれども、私どもの処理場につきまして、排水につきましては先ほどご答弁申し上げたとおり問題がない数字でもって排水の方はされておりますが、議員さんの方から7社の件でございますけれども、過去に2件ほど排水基準がクリアしなかったところがあったわけでございます、その後適正な行政指導を行いまして、それらの会社につきましては基準どおりの排水というふうなことにその後検査の結果なっておりますので、そのような状況は1点ございました。

次に、水質検査の資料の保管関係でございますけれども、私ども調査をした結果につきましては、きちんと水質検査についての保管をいたしております。

それから、公害対策の具体的な内容ということでございますけれども、全体的には39項目の排水基準がございまして、このうち私どもにつきましては下水道法あるいは水質汚濁防止法に基づきます部分につきまして、行政報告書等につきましても掲載し、公表の方をしているところでございます。

なお、39項目につきましては、有害物質と、あるいは生活環境項目というのがございまして、生活環境項目につきましてはpHとか、あるいはBOD、SS、大腸菌、窒素、燐、こういったものでございます。それ以外につきましては、ダイオキシン類の関係につきましては、有害物質ということで調査についていたしております、これらにつきましてはいずれも規制基準以下ということで排水基準の方に適合しているものでございます。

次に、除外施設の設置の指導関係でございますけれども、過去に2件ありました施設につきましては、そういった基準がオーバーした関係から除外施設の点検、整備、そういうことでは指導の方をいたしまして、排水基準をクリアするようにさせております。

次に、基準に適合しない排水のおそれがあるということで、監視の方の関係でございます。監視につきましても定期的に水質検査で各工場を回らせていただいております、規制につきましては年4回立ち入りの調査をやって、事前に審査し、その後も毎年立ち入りの方をやってございまして、この指導につきましては、基準を超える場合には、まず口頭注意、次に注意文書を発送しまして、なおしない場合には勧告というところまで今日までいったところもございまして、勧告までいたしまして大体もとの内容に、排出基準に合うように除外施設等についても設置がされております。

それから、公開の方の関係でございます。他市の状況を見てというふうなことで先ほどご答弁を申し上げましたけれども、水質の調査費用の中には、相当な項目と、それから業者名が記載してあるわけでございます、私どもの方とすると、いずれかが消えていけば現在のところは問題ないかと思うのですが、業者名と水質基準につきまして、市民に公開等した場合に、現状では公開する私どもの方が、その排水基準オーバーの事業主等から訴えられた場合に対応するものを持ってないということで、今後情報公開を作成する中で、そういった部分につきましてどういう部分まで公開できるか、そういうものについて検討の方をしていく必要があるということで、現状ではそのような形をお願いを申し上げます。

次に、基本計画の関係でございます。現在、県におきまして上位計画である流総計画が策定の作業中でございまして、県の方からも今後流総計画につきましてそういう中で計画フレーム、あるいは排出量の基

準が若干下がってまいります。そういうことで基本計画につきましても、上位計画のそういった1日の排出量が下がる関係から、見直しの中ではそういう部分も数値を下げて下さいというような指導もございます。

次に、市民参加の方の件でございますけれども、基本計画につきましては、従来は構成市との協議あるいは議会からの意見等を踏まえまして計画策定をいたしているものでございますが、今後調整区域とこういったところまで計画が位置づけられるという場合には、公共下水道の整備につきましてはそういった考え方、あるいはご意見等も十分市民の意見については聞いていかななくてはならないというふうに考えておりました、今後構成市と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 本組合のセンター内の作業、事業内容についてお聞きしたところですが、このことを踏まえて、答弁していただいた内容を踏まえて、さらに私ども勉強して、市民生活向上に役立てていきたいというふうに思うところですが、同時にこれからの時代については、下水道し尿はそのまま通用する時代ではないというふうに思うわけです。広域下水道はもとより、公共下水道を促進していけばいいということではないと思います。つまりこれからの下水道事業促進に当たっては、市民参加、市民の意見がどう反映されながら下水道事業に関心を持ってもらい、進められるか、こういうことが問われなければならないと思うわけであります。各測定状況の公開や、少なくとも広域下水道へかかわる上位計画策定、基本構想については市民参加のもと、市民の意向を十分反映させていかなければならないと思うわけですが、この点の市民参加、市民の意向を反映させていくということについて、再度お聞きして終わりたいと思います。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 公共下水道の整備につきましては、従来市街化区域ということで、都市計画の区域でも市街化調整というふうなことで、市街化区域につきましては基本的には都市的な整備をするというふうなことで直接は都市計画事業としまして位置づけまして、市民の縦覧等にも供するわけでございます。

今回、この流総計画等では、東京湾との関係で、大体このところへ流入する地域につきましてはの規制数値等も厳しくなっておりますので、そうした場合に、当然調整区域の方もそういった排出基準については高まってくるのではないかとというふうに予想がされます。そうした場合に、従来市街化区域につきましては、都市計画のそういった説明あるいは縦覧等で市民の合意形成についてはある程度はするのですが、調整区域等をする場合につきましては、公共下水道としてどういうふうな形で事業をするのか、あるいは財源はどうするのか、そういった部分がたくさん出ますし、うちの方はしなくてもいいよとか、そういうふうなことも出ようかと思っております。そういったことで、合意形成につきましては非常に重要かと思っておりますので、その辺につきましてはPRあるいは市民意見、こういったものを十分ご意見等をお伺いしながらやっていくことが重要かと思っておりますので、いろいろと今後どういうふうな形でやっていくか十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 次に、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより3問にわたります一般質問を行います。

政府は、中小企業、国民の苦しみをそのままに、2001年度国の予算案は大型公共事業関係9兆3,265億円と3年連続して最大規模を更新しています。統合された国土交通省、以前の建設、運輸、国土、北海道開発の予算は、政府の公共事業見直しはかけ声だけに終わったようです。

下水道予算は1兆1,113億円で、前年並みとなっています。当下水道組合では、人口集中地域の下水道事業も予定どおり進み、今後は終末処理場までいく間の人家が少ない地域などの事業が予想されます。しかし、今国においても、地方自治体においても、借金は増すばかり、税金もふえる見込みは立っていません。市民の生活苦しみを救済していくことこそ急務であり、下水道工事の大型化を見直すべきときに来ていると思われま。

そこで、お伺いいたします。一つは、公共下水道工事の状況と普及についてということで、既に一般会計予算でも一応質疑が行われて、全貌が明らかになってきてはいますけれども、(1)として公共下水道工事における設備投資と回収状況、市一般会計よりの負担、公団負担、債務の状況について、これは始めて以来の問題になりますけれども、下水道事業としてどういうふうに分されるのかということについてお伺いします。

二つ目には、下水道工事に当たり、本管布設と家庭引き込みに対する対応について。本管を布設してから、家庭引き込みまでの間の時間があるわけですが、その間の運用状況ということをお伺いします。

二つ目の質問です。一つは、都市下水路とユスリカ対策について。

(1)、圏央道の建設に伴う大谷川下水路の状況について。

二つ目には、緑と清流を取り戻す自然の都市下水路への公共下水としての転換対策について。

三つ目には、先ほどこれも予算で出ましたが、ユスリカ対策についてですが、これを自然浄化の方向で行うということで、消毒の中止をしていただきたいということです。

三つ目には、政治倫理と石井終末処理センター工事に関する官制談合についてです。これは毎回お伺いしておりますが、一つ目には入札に対して両市の議員などの参加状況と対応について伺います。

二つ目には、日本下水道事業団と明電舎に対し、その後の状況と損害賠償を求めることについてお伺いして、第1回目の質問といたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、1の公共下水道工事の状況と普及について。(1)、公共下水道工事における設備投資と改修状況、市一般会計よりの負担、公団負担、債務の状況についてどう分析されているかということでございますが、公共下水道事業に対する財源の総括的な内容でございますが、公共下水道事業の建設費に係る財源は、処理場、ポンプ場、管渠事業につきましては国庫補助金が2分の1、残りが起債と一般財源等でございます。なお、入西の公団に関連する事業につきましては、公団との協議により、公団負担金も財源となっております。

次に、維持管理費の財源につきましては、受益者負担の原則から使用料を充てておりますが、不足分は構成市の負担金といたしております。

なお、12年度の見込みでございますけれども、公債費及び維持管理費を含めました経費回収率は39.6%で、維持管理に係る経費回収率は80.3%の見込みとなる予定でございます。公共下水道事業の公債費に対する財源は、使用料で賄い、公債費に充当するのが受益者負担の原則であります。現状では負担金条例に基づき構成市負担金を充てている状況でございます。

このような財源の状況でございますが、現在処理区域面積は計画決定面積1,798ヘクタールに対して、12年度末で1,046ヘクタールと58%に達する状況にあり、今後も認可区域の拡大を図りながら、下水道の普及を図っていかねばならないと考えております。今日まで石井水処理センター建設の起債分が公債費としてウエートを占めているところでありますが、公団との協定により施設建設費に公団からの負担金を導入できたことは、他市と比較しますと相当な事業費の削減ができていますのでございます。現在面整備も半分を超えまして、財政も厳しい中にありますが、構成市の負担金、使用料収入、公債費負担のバランスを見ながら、今後も国庫補助金と起債等の財源を確保して、計画的な事業の推進を図っていくことが重要であると考えております。

次に、下水道工事に当たり、本管布設と家庭引き込みに対する対応についてでございますが、ご質問の本管工事と排水設備工事の時期につきましては、一般的な流れで申し上げますと、本管工事の完了検査後、業者より施設の引き渡しを受け、下水道処理区域として下水道法第9条に基づきまして供用開始の公告をいたし、これにより公共下水道が使用できるものでございます。ただし、本管工事の完了の見通しが明らかでない場合、使用者の都合上早期に公共下水道の使用の希望がある場合につきましては、工事担当課と普及担当課で協議し、希望に添えるよう排水設備の申請書の受け付けをいたしまして、本管工事の完了に合わせて排水設備ができるよう配慮しているところでございます。

次に、圏央道の建設に伴う大谷川都市下水路の状況についてでございますが、圏央道の建設に伴う都市下水路の状況につきましては、圏央道と並行する区間の大谷川都市下水路及び既存の水路が都市下水路等の用地となる部分につきましては、その機能を補償する施設の実施設計に伴う道路占用あるいは道路の据えつけ等につきましては、関係機関の飯能土木事務所あるいは鶴ヶ島市役所と協議を進めているところでございます。

なお、工事の施工性を考慮いたしまして、大宮国道工事事務所へ工事を委託する考えで現在協議を進めているところでございます。委託工事の区間につきましては、約1,030メートルでございます。また、東武鉄道の横断部分の32メートル部分につきましては、東武鉄道へ実施設計を委託しているところでございます。

次に、2の緑と清流を取り戻す自然の都市下水路への転換についてでございますが、さきの議会におきましてもお答え申し上げましたが、都市下水路につきましては下水道法に基づきまして、主として市街地における雨水の排除を目的とし、浸水被害を防止する都市施設で、開渠を原則としております。昭和45年度に事業認可を取得して、下流より逐次整備を進めておりますが、都市下水路につきましては基盤的な整備でありまして、設計基準からしても自然の都市下水路への転換は現状では困難でありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、ユスリカの対策で、自然浄化の方向と消毒の中止ということでございますが、ユスリカの発生は生活排水による河川等の水質悪化が主な原因であると言われておりまして、抜本的な解決策としては、ユ

スリカの発生ができない環境づくりが最も大切であると言われております。構成市におきましては、これらを踏まえまして広報等により浄化槽の点検、河川の水質保全の必要性を市民に呼びかけまして、協力を求めているところでございます。当組合といたしましても、水質の保全と下水道の目的に沿い、公共下水道の整備促進に努めるとともに、処理区域内は速やかに公共下水道への接続がえのお願いをいたしているところでございます。

しかしながら、天候、水温等自然条件により発生するユスリカの抑制には、なお時間を要することから、この対策として、構成市では現在行われております薬剤散布の即効性、効率性、経済性を考慮し、判断しているところで、組合といたしましては構成市から依頼を受けましてユスリカの駆除を行っているものであり、こういったことからご理解を願いたいと存じます。

次に、入札に対しての両市の議員等の参加状況と対応についてであります。議員としての参加と対応につきましてはございませんでした。

次に、3の政治倫理と石井水処理センター工事に関する官制談合について、日本下水道事業団と明電舎に対し、その後の状況と損害賠償を求めることについてでございますが、公判につきましては12月定例会以降2月26日に26回目の公判が浦和地裁で行われる予定でありましたが、急遽延期になりまして、次の開催日が決まっておりません。組合といたしましても、開催が決まり次第、公判の内容につきまして職員に傍聴させる考えであります。

また、組合として損害賠償を求めることにつきましては、平成8年1月11日に鶴ヶ島市の住民より住民監査請求がありまして、当時の監査委員さんにより、平成8年3月11日に棄却の判断がなされております。また、損害賠償につきましては、地方自治法の住民訴訟によりまして住民が組合にかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの動向を見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

まず、最初の1番目の質問でございますけれども、分析したところによりますと、ただいまの答弁のとおり、非常に市民負担はもちろん私望んでおりませんので、その不足分を両市が負担するというところで、回収率39.6%ということで、維持費に対して80.3%ですから、非常に公共下水道の施設設備がお金がかかるといのはもうご存じのとおりで、私もよくわかってはいるのですけれども、今後のことについて、やはり両市の都市計画に従って進めるのだというところがやっぱり問題ではないかと思うのです。今までの市街化区域というのは、前回私も一般質問の前に質疑でも申し上げましたけれども、そこはもう都市計画税を払って、何としても今のところはやらなければいけない、そういうところなんです。

ところが、先ほども答弁ができましたように、鶴ヶ島においては四十数%、坂戸市で50%ちょっと超えたところというところでありながら、今後の見直しによって新たな市街化への延伸をしていくということになりますと、今度調整地域とか、先ほど塘永議員からも質問出ましたけれども、工場を誘致する場所とかさまざまな問題のところに入ってくるというふうに思われるのです。ですから、私はやはり今の旧市街地を徹底して一新していくという方向を除いて、またあとは公共下水道について一定程度見直しをする。見直しというのは、根本的な見直しをする必要があるのではないかとこのように考えられ得るというふうに思

うのですけれども、こうした社会情勢のもとにおける下水道資本の投入をやっぴり際限なく繰り返すということではなくて、またほかの方法で調整地域なり、新しくつくるところはまた違った考え方を持っていくという発想がないとやっていけないときに来ているなと感じるのですけれども、この点についてはどういうふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。

二つ目におきまして、下水道の工事に当たり、基本的には本下水の検査が終わって、供用開始宣言がされて初めてやれると思うのですが、あと一つ、その特例として希望者はできるとなっているのです。ところが、いろいろ聞いてみますと、本管業者が既にある程度住民の人に話をし、工事検査、ほかの業者の人がいますよね。入る、いわゆる供用開始ができますから受け付けますよという前に、既に工事をやってしまうというような業者が多いそうなのです。それで、やっぱりこれは問題だと思うのです。本管業者が下請に発注する場合もあると思いますけれども、やりながらどんどんやってしまうということになりますと、これは大きな問題ではないかと思ったのです。一度組合がそうした歯どめをかけているにもかかわらずこういうことが起きてしまうということは、なぜ起きるのかということで、きょうはすごい疑問を持ちましたので、その点をはっきりさせてもらいたいというふうに思いますので、本管業者がそうしたことを勝手に規定より早くやっちゃっていいものかどうか、その点についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

また、圏央道の建設に伴う大谷川の下水路の問題ですけれども、ただいまるご説明いただきました。私どもの市町村で、これから坂戸市にもまた圏央道は入るわけですけれども、これによっていろんなものが分断されたり不便になるということで、やはりこれは国の責任、国の建設事業によるものだと思うのです。それで一番の問題は、何メーターどうのとかはありますけれども、交渉している中身、用地費とか築造費とかそういうものについては、どういうふうな負担を要求する予定でいるのか、要求できているのか、そういう交渉はどうなっているのかなというのでお聞きしているわけなので、その辺の点をご答弁をお願いしたいと思います。

緑と清流を取り戻す自然の都市下水路については、これはもうやっぱりちょっとまだまだなかなか難しい問題で、私はもしあれば浸透性のいろんな、今、高倉の池というのが鶴ヶ島にあるのですけれども、あそこの護岸工事は自然のものを使って、結構自然に近い護岸工事がやられているのです。たくさんの水鳥とか魚とか、いろんな微生物とかが出るようにやるのです。やっぱり幾ら下水道でも、今後は都市下水路については自然を残した都市下水路方式がもう今望まれているような気がするのです、一度補助金がついてうまく広くできるようなところというのは考えられないかなというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

また、ユスリカの対策の問題なのですけれども、前も申し上げましたけれども、いろんな動植物というのは、今非常に薬によって強くなってきて、次々と今度またそれから毒性が発生するという悪循環を今自然界で繰り返しているわけなのです。だから薬をどんどん、どんどん使っていくと、では解消するかと、そういうものではないわけです。やっぱり自然の浄化法をお金が多少かかってもやっていく必要があるのではないかないつも思っているのですけれども、やっぱり動植物が死んでしまうような薬を使っていくということは問題なので、この点も見直しをぜひ行っていただきたいというふうに思います。

〔「通告がしてない。通告何でしてないの」の声〕

○ 8 番（松村和子君） 薬剤の散布。

それで、入札の問題なのですけれども、政治倫理と。この問題について、両市の議員と私書いたのです。ここの、下水道組合の議員ということではありません。今までは2名ほどいらっしゃって、確かにもうこの問題いつもやっていますから、ほかへ行かれたのですが、今度私、平成12年度の、これ2時間ぐらい書いてももう書き切れない。書いて疲れてしまったのですけれども、とにかくコピーはだめだということで、一生懸命書きました。いや、もうすごいですね。29入札に議員が参加しているのです。入札というのは、参加すると一定度の何がしがあるというのが入札ではないかと私は思うのですけれども、おまけに落札も3件ほどやっているのです。こういうモラルのなさというのは、本当にまずいなといつも思っているのですけれども、これは入札参加をさせる方が問題だと思うのですが、事務局に尋ねると、参加する議員の方がモラルの問題だってこの前はおっしゃっていましたが、やっぱりけじめはけじめとしてつける必要があると思うのです。この倫理の問題について、たとえこの下水道議員ではなくても、やっぱり坂戸市の議員、鶴ヶ島市の議員であれば、これはいつここに来るかもわからないのだし、それだけの権限を持った人がこんなに入札に29回も、30回近く参加する。異常ではないかと思ってもうびっくりしてしまいました。前よりひどくなっているのです。こういうのは何とかして、やっぱりなくす必要があると思います。オンブズマンの方から、はっきり言ってそういうのはあったら公表してくれと言われているので、後ほどこれみんな公表する予定でいます。以前の議案の決算では、この組合の議員が2人ほど入札にも参加しています。こういうことを繰り返していくということは、本当にモラルの問題としてやっぱりきちっと精査していく必要があるというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 数点にわたりまして答弁を申し上げます。

初めに、下水道の延伸の方の考え方でございますが、今後基本計画の見直し等あるわけでございますけれども、私ども当面は従来から計画をいたしております市街化区域、これの整備が第1目標でございますので、調整等につきましては計画の中では策定いたしましても、とりあえずは市街化区域内を当面進めるというふうな考え方でおりますので、その時点になりましたら、また議員さんの方にもいろいろと相談をしながら方向づけをさせてもらいたいと思います。

次に、事前に工事をしてしまう例があるということで、初めて私もお聞きしたわけでございますが、普及をするというふうな意味で、本管布設をした周辺の住民の方にPRはいいのですが、工事につきましては非常にこれ現状ではまずいのではないかなというふうに考えておりますので、PR的にはうちの方もお願いの方をいたしておりますので、その辺のところのぐあいのものを間違っておれば、指導についてはしてまいりたいというふうに考えております。

次に、圏央道の方の関係でございますが、現在のところ圏央道との協議につきましては、鶴ヶ島市を通じまして用地関係につきましては既存の鶴ヶ島市の水路がございますので、その水路の機能補償ということで、圏央道の変更する区間につきましては、方向的にはその代替地的なものとして国の方が用意をする。それから、工事につきましては、私どもの方で国の補助金を導入しまして、そして大宮国道工事事務所の方へ工事を、圏央道と側道等の中間に入りますので、そういった関係から国の方へ占用とか、あるい

はそういった部分もございますけれども、委託をしていくような方向で協議をしているところでございます。

次に、自然の都市下水路ということで、数回ご質問の方をいただいておりますけれども、基本的に国の補助基準が見たような積ブロックの基準でございまして、あれ以外の基準がないわけでございます。したがって、自然的にする場合には、単独で都市下水路の建設をやっていくというふうなことになりますので、当面は基盤的な整備ということでそのような形の都市下水路で整備を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

5番目に、ユスリカの方の関係でございます。毎回難しい問題なのですが、よい方法があれば検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、入札の関係でございますけれども、現状では指名参加願におきまして議員さん等が役員に入っているか入っていないか、当然確認の方はやってまいりますし、そういう中に当然入っておりません。そういったことで、兼業の禁止規定にも抵触しておりませんので、そういった判断をいたしておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再々質問を行います。

まず、下水道の工事の布設に当たり、本管工事をした業者がやっている問題なのですが、基本的には本管業者というのは結構大手が多いと思うのです。だから本管を工事する業者は業者、市内の指定業者は指定業者で別に、やはりきちっと制度にのっとって引いていいというときまでやらないという指導と分けたらどうかと思うのですが、この点は本管の下請業者がみんなとっていくということになってしまうと、やっぱり不公平が生じるような気がするのです。そんないいかげんなことになると、周りからいろいろ指摘もありますので、この点は精査して指導を、指導するにも本管業者が原則としては一緒にやらないということをお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つの問題は、入札の問題です。確かに、法には違反しておりません。法には違反しておりませんが、前にも述べましたように、裁判では抵触事項に当たるわけですが、今度はこの組合の議員ではないということで、倫理的な問題になると思うのですが、一番多かったのは有限会社上田中組さんが物すごく多いのです。あとは株式会社福田土木さんと株式会社神田測量さん、その3人の方なのです。やっぱりなんだかんだいいましても、当たり前のお話ですよ、いわゆる会社の三役に入っていないとか、執行に入っていないと。それはもう議員に出ると同時に抜かなければ法違反なのだから、大体そのぐらいのことはイロハのイで、みんな抜いてきています。ですけれども、やっぱりそれなりに中心になって仕事をとったりとか、いわゆる社員であってもそれなりの影響を及ぼす人ということになりますと、その親族が経営していたりしたら余計問題なのです。だからやっぱりこの問題はきちっと精査をして、倫理上の問題で、またほかのことで後で新聞ではあんと出たりとか問題になる前に精査すべきではないかというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 工事関係でございますけれども、通常は本管工事の中で宅内の宅升まで同時に

現在は組合の方でもって工事をいたしてございまして、そこまでの部分を組合の負担で大手の本管工事と同時にやっているのが現状でございます。その後、個人的に宅地内から雑排水あるいはお風呂、そういったものをつなぐ業者としましては、排水設備の申請書というものを提出の方をしていただきまして、審査の上、宅地内につきましては本管工事で宅地内の1メートルまで取り出しの工事をしますので、そういった宅内と本管との区分はそこでもってやっておりますので、その辺で大手の業者が宅内までというのは、1メートル、当然組合がしなくてはならないところまでは入っていきます。しかし、その中につきましては、排水設備の申請書に基づきまして審査しながらやっておりますので、余りこういったケースはないのではないかと思いますけれども、あった場合には指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、入札の方につきましては、これは執行部というよりか、むしろ議会の方の関係になりますので、いろいろと今後ご相談の方をお願いしたいというふうに考えてございまして、構成市の方もよく見守ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋信次君） 一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（高橋信次君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お寒い中、また早朝よりご出席をいただきまして、平成13年3月第1回の定例会に付託をされました13年度予算、また12年度の補正予算につきましてご審議を賜り、それぞれ結論をお出しいただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

3月は、冬と春の入りまじった季節でもございます。また、坂戸、鶴ヶ島両市におきましては、3月定例会開会中でございます。どうかご健康にご留意をいただきまして、両市進展のためにご尽力、ご精励賜りますようお願いを申し上げ、御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

きょうは大変ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（高橋信次君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

本日、13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会をお願い申しましたところ、議員各位には早朝よりご参集を賜りまして、長時間にわたりましてご提案申し上げました議案に対しまして慎重ご審議をいただき、それぞれ原案可決という大変ありがたいご決定を賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

す。

ただいまご決定いただきました13年度予算執行に当たりましては、本日も審議の過程において、あるいはまたご質問の中のご論議において、それぞれ議員各位から適切なご示唆、またご提言もちょうだいいただいたわけですので、議会の意思を十分に尊重しながら、下水道事業の効率的、効果的な事務事業の執行に全力を挙げて努めてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど来お話にもございましたように、下水道の普及は文化都市のバロメーターと言われました。まさにそのとおりであろうと思います。厳しい財政状況の中でありますけれども、今後とも精いっぱい取り組んでまいりますので、どうぞ議員各位には変わらざるご指導、またご支援のほどをお願い申し上げます。

議長さんのお話にもございましたように、三寒四温の変化の厳しい時期でもございます。どうぞご自愛いただきまして、それぞれの両市の市政進展のためにご活躍賜りますようにご祈念申し上げ、ごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後 2時17分)

○議長(高橋信次君) これをもって平成13年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成13年 月 日

議 長 高 橋 信 次

署 名 議 員 森 田 正 男

署 名 議 員 山 中 基 充